

第3次うるま市障がい者福祉計画

『一人ひとりの自分らしくをともに支える』
～思いやりでつながる共生のまち・うるま～



平成30年3月

うるま市

『一人ひとりの自分らしくをともに支える』
～思いやりでつながる共生のまち・うるま～
を実現するために



この度、本市では、障がい者の「生活支援」や「社会参加」を推進する「第3次障がい者福祉計画」を策定いたしました。この中には、国の法に基づき、3年を1期とする「第5期うるま市障害福祉計画」及び今回が初めての策定となる「第1期うるま市障がい児福祉計画」を包含する形で策定しております。

策定においては、「第2次うるま市障がい者福祉計画」策定時に焦点となった内容(就労支援体制の構築、住まいの確保、発達障害への支援、自立支援協議会の強化等)をはじめとした進捗状況のチェックを行うとともに、今回の策定で求められていること(精神障害を含めた地域包括ケアシステムの構築、障がい児支援体制の整備など)や国の第四次障害者基本計画の考え方や障がい者虐待防止法(H24)、障害者差別解消法(H28)といった関連法などを踏まえた対策を掲げています。

「障害者総合支援法」が平成25年4月に施行されて以降、本市では障害福祉サービスの提供体制の整備や基幹相談支援センターの設置による相談機能の強化、事業所が一体となった就労支援体制の強化などを図ってきました。

近年の動向としては、これまでの「障がい者の自立支援」という観点に加え、「障がい者の差別解消」「合理的配慮」「社会的な障壁の除去」「共生社会の実現」といった、障がい者の権利・人権尊重の視点が重視されていることから、本計画では、前計画の基本理念『自立と支え合い～ともに歩むまち・うるま～』を『**「一人ひとりの自分らしくをともに支える」～思いやりでつながる共生のまち・うるま～**』へ変更しました。また、「障がい者の社会参加を支援する環境づくり」、「誰もが暮らしやすい環境づくり」、「地域でともに生きるための環境づくり」を基本目標として掲げ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、共生社会を実現していくための施策を講じてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「うるま市障害者施策推進協議会」の委員各位、並びにアンケートへのご協力、ご意見をお寄せいただいた関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成30年3月

うるま市長 島袋 俊夫

目次

第1章 計画の策定にあたって

1

1. 計画の背景と趣旨…………… 1
2. 障がい者福祉計画と障害福祉計画及び障がい児福祉計画の関係…………… 4
3. うるま市障がい者福祉計画と他計画との位置づけ…………… 5
4. 計画の期間…………… 6

第2章 障がい者の現状

7

1. 障がい者数…………… 9
2. サービスの利用状況…………… 11
3. 障がい者相談支援等…………… 14
4. 地域活動支援センター…………… 15
5. 補装具…………… 16
6. 各種手当等…………… 17
7. 医療費助成等…………… 18
8. その他の支援等…………… 20
9. うるま市障がい者福祉計画策定のための基礎調査結果より…………… 22

第3章 第2次計画の実施状況や課題

33

1. 点検1. 啓発・広報とボランティア活動の推進…………… 35
2. 点検2. 保健・医療の充実…………… 37
3. 点検3. 地域生活の支援…………… 39
4. 点検4. 相談支援、情報提供の充実…………… 43
5. 点検5. 保育・教育環境の充実…………… 44
6. 点検6. 就労支援…………… 46
7. 点検7. 各種活動の推進…………… 47
8. 点検8. 生活環境の整備充実…………… 48

第4章 計画の基本的な考え方

51

1. 基本理念…………… 53
2. 基本目標…………… 54
3. 重点的な取り組み…………… 55
4. 施策の体系（障がい者福祉計画の施策体系）…………… 57

第5章 障がい者福祉計画（平成30年～35年）

59

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止…………… 61
2. 保健・医療の推進…………… 64
3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進…………… 67
4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実…………… 74
5. 教育の振興…………… 76
6. 雇用、就業、経済的自立の支援…………… 78
7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興…………… 81
8. 安全安心な生活環境の整備…………… 83
9. 防災、防犯等の推進…………… 86

第6章 第5期障害福祉計画（平成30年～32年）

89

1. 障害福祉計画の成果目標…………… 91
2. 障害福祉サービス等の見込量…………… 96
3. 地域生活支援事業…………… 121

第7章 第1期障がい児福祉計画（平成30年～32年）

141

1. 障がい児福祉計画の成果目標…………… 143
2. 障がい児通所支援の見込量…………… 147

第8章 計画推進のために

155

1. 計画の推進体制…………… 157
2. 人材の確保・質の向上…………… 160
3. 計画の進行管理…………… 160
4. 障がい者福祉計画の担当課一覧（第5章関連）…………… 161

資 料 編

167

- 用語解説…………… 169
- うるま市障がい者福祉計画策定のための基礎調査の概要…………… 177
- うるま市障害者施策推進協議会規則…………… 178
- うるま市障害者施策推進協議会委員名簿…………… 180
- うるま市障がい者福祉計画検討委員会設置規程…………… 181
- 検討委員会委員名簿…………… 183
- 策定の経過…………… 184

<障がいと障害の表記について>

障害の「害」には、「悪いこと」「わざわざ」などという意味があり、人を表す際に「害」を用いるのは、人権を尊重する観点からふさわしくないと考えます。本計画書では、基本的に（人を修飾する場合）「障がい」と表記し、国の法令等に基づく制度や施設名、または法人、団体名等の固有名詞については「障害」と表記しています。

